

保育所の多様化

八一▽

に、主として、国の予算のとぼしさの理由から、ますます、機械的に、劃一的になつてきました。保育所の多様化は、このような社会

条件の中で、考えられるべきでしょう。

わが国には、法的に位置づけられた、幼稚園、保育所の外に、そ

のどれにも属さない、さまざまな保育施設があります。私たちは、

かつて、それらを、第三の保育施設とよんだことがあります。それは、このような施設が、未認可施設とよばれ、ある時は、もぐり施

設とまでよばれた一部の声に対して、その存在意義をたしかめよう

としたのです。

保育所の役割は、母親による家庭における育児を、集団的な支えによる育児に、一部切りかえることであつて、多面的な、複雑な社会要因にもとづいています。したがつて、保育所の機能は、社会のさまざまなニードに応する弾力性をもつていなければならぬの

に、主として、國の予算のとぼしさの理由から、ますます、機械的に、劃一的になつてきました。保育所の多様化は、このような社会

条件の中で、考えられるべきでしょう。

母親が、育児や家事労働を軽減しながら、家庭外に、職を求めた

り、さまざまな市民活動に参加しようとする傾向が、強まつてきて

います。しかし、保育所の数はまだ少なく、地域に偏在していた

り、利用できるところにあつても、入所条件がきびしかつたりする

ため、多くの母親の要求はみたされません。そこで、母親たち自身

による、保育所作りの運動が生まれてきます。



そのもつとも素朴な形のものが、家庭保育であります。これは、家庭における主婦が、自分の住宅に、家庭外に活動する母親の幼児を保育するもので、むかしからあつた子どもあずかりから、一つの組織をもつた持ちまわり保育の形のものもあります。

これに着眼し、保育所の補助的性格をあたえ、あるていど公的サポートをしようとしたものが、家庭保育制度であります。現在、いくつかの都市で行なわれ、その名称も、家庭保育（大阪市）、家庭託児所（神戸市）、家庭ホーム（大津市）、家庭福祉員（東京都）、家庭保育福祉員（神奈川県）などと、さまざまですが、一定の資格と設備のある家庭を登録し、委託者が保育料支払能力をもたないときは、それぞれの市が負担しています。（東京都を除く。）

家庭保育制度は、まだ試みの域をでていません。わが国の住宅や家庭の特殊性から、受託者・委託者ともに満足できるケースは、ごく少ないとと思われます。しかし、この制度は、家庭の主婦に、社会的な場を与えたこと、家庭の主婦と働く母親との結び目を作ったことに、意義があります。

△3▽

そのもつとも単純な形では、団地の建物の一室をかりてする共同保育、職場の授乳室に、保母をたのんとする職場保育、失業対策事業の作業現場でのキャンプ保育、農村の集会所や寺などの農繁期保育なども、あげられるでしょう。

これらは、やむをえずとられた応急的なものでありますから、いつまでも、それに満足しているものではありません。失対に働く母親のための保育所についていえば、労働組合による互助的なものが、厚生省や労働省からも予算ができるようになり、移動式の建物から、定着建物へ、更に、労働福祉事業団によるモデル施設へと、変っていきます。農村保育所についていえば、農繁期だけのものが、だんだん期間が延長され、常設的なものとなり、それに伴って、地方自治団体の補助のみちがひらかれてきています。厚生省では、今年から、特にへき地にある簡易保育所に限って、年間を通して、補助の道をひらきました。

母親の保育所作りが、家庭保育のわくをこえて、母親以外の人々

農繁期保育所などを母胎とした、小規模な簡易保育所は、特に東北地方に多く、その数は、認可保育所をこえている地方もありま

す。その中には、もはや簡易とはいえない、りっぱな建物で充実した保育をしているところがあります。これらの施設は、特に、地域のニードによって運営されているところから、地域保育所ともよばれています。

認可保育所側からは、このような一連の保育所を認めるることは、結局、手がるな保育を認めることになり、今まで不十分な公費を、更に分散させることになり、保育従事者の処遇その他を頭打ちにすることにならないか、との批判もでています。しかし、地域保育所の多くは、認可施設を設置するだけの経済的サポートが、困難だということだけでなく、現行保育所制度の規格化に対する抵抗もあることでも、見落すことはできません。

△4△

保育所の多様化は、認可施設の中にも、その対象の分化によつて、あらわれています。

わが国の保育所で、乳児の入所率は、きわめて低いのですが、働く婦人の要望は、まず乳児保育からということになります。乳児保育の歴史は、新しいものではありませんが、戦後は、主として、乳児保育の片手間にされていました。これが、乳児保育をおざなりな

ものにし、乳児の健康と安全をおびやかす実例も、いくつかあります。都市の働く母親のニードにもこたえ、乳児だけを対象とする保育所が、いくつか生まれ、その内容が高度化していく傾向があります。

両親が働いているため、無人の家庭にすこさなければならない学童を守る施設は、わが国では、すくないのです。保育所では、学童保育を併設しているところがありますが、幼児の片手間に扱つても、学童には、魅力がありません。そのため、学童だけの保育所を作ろうとする動きもでています。

母親の労働によつては、早朝から夜間まで、長時間保育をする必要ができます。わが国では、保育料は、保育時間によつて、スライドする方式がとられていないから、長時間保育は、従事者のぎせいによって、支えられてきました。これを合理化し、しっかりと受け入れ体制をもととしたのが、夜間保育所です。京都市の一保育園では、午後十時までを保育時間とし、保育料の一部を、市が負担しています。

今まで、保育所には、他に受け入れてくれるところがないという理由で、幾人かの精神薄弱児や肢体不自由児が、入所していましました。そのことが、保母の過重な負担になり、他の正常児の保育の手をはさんでいたのです。そこで、このような異常児のみの保育所が

いくつか作られるようになりました。しかし、このような施設は、いずれも、専門家の協力と特殊な設備を必要とするものであり、国も、保育所の対象として認めておりませんので、その運営は、苦難にみちたものといえます。

見るか、これは、人により、異論のあるところでしょう。しかし、保育所の多様化が、社会のさまざまなニードにこたえようとする態勢のあらわれとみると、その過程において、混乱がみられても、保育政策の前進をはばむものとは、いいえないでしょう。

このように、対象に応じて、保育所を分化していくことが、望ましいかどうかは、議論の余地があると思います。たとえば、乳児保育についていえば、乳児院（乳児の収容施設）からは、医学的なケアを必要とする乳児保育は、現行の保育所では、むりであるとして、昼間乳児院的な施設を要望しています。学童保育も、児童館などの児童厚生施設の拡充にまつべきでしょう。夜間保育をするなら、いっそ二十四時間制の保育所か、養護施設（児童の収容施設）の利用を考えるべきです。精薄児にしても、当然、精薄児通園センターの

もちろん、このことによって、法にもとづく認可保育所の拡充強化が、おろそかにされることがあつてはならないのです。認可保育所は、多様な保育施設の中での中核的な存在でなければならぬのです。しかし、認可保育所は、唯一のものであるとの自負や、せまい同業者意識にとじこもらひで、多様な施設と相まって、保育の使命が完うされることを、考へるべきです。このような多様な施設との連けいと交流の中においてのみ、保育所の前進がある、つまり、自分自身の前進のためにも、その他の保育施設と手を結ばなければならぬと思います。

果すべき分野でしょう。にもかかわらず、それらの開拓が、遅々として進まない現状、切実な家庭や地域の要求が、手をこまねいてい

総合保育体系というのも、現在の分化、多様化をふまえた上の
すがたであります。

られなくさせて いるところに、分化の促因があると、考えます。

この意味では、現在の分化・多様化の現実は、ジリジリと、認可保育所のあり方について、変質をせまられているとも考えられま

5

このような保育所の多様化を、保育政策の混乱とみるか、前進と

* * *

(日本钢管保育所長) 宮下俊彦